

大阪産業創造館の指定管理予定者の選定結果について

大阪市では、大阪産業創造館の指定管理予定者の選定にあたって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定委員会を開催し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたので、お知らせします。

今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

名 称 公益財団法人大阪市都市型産業振興センター
住 所 大阪市大正区泉尾六丁目2番29号
代表者 理事長 秋山 千尋

2 指定予定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日（5年間）

3 選定委員会・審査経過の概要

(1) 申請の経過

団体の指名日 平成28年10月7日
申請書の提出日 平成28年11月22日

(2) 審査経過

第1回選定委員会 平成28年9月29日
申請要項、審査基準及び配点についての審議
第2回選定委員会 平成28年12月19日
指定管理者指定申請書についての審議
各委員による採点及び評価

(3) 団体の指名

大阪市の中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館の運営にあたっては、引き続き「中小企業支援法」に基づく指定法人による確かつ充実した中小企業支援サービスを提供する必要があるため、同法に基づく指定法人である公益財団法人大阪市都市型産業振興センターを非公募により指名しました。

4 選定項目・採点結果

団体名	選定項目	配点	選定委員				平均
			A	B	C	D	
公益財団法人 大阪市都市型産業 振興センター	施設の設置目的の達成 及び市民サービスの向 上	45	37	32	40	38	37
	管理経費の縮減	30	15	25	27	20	22
	申請団体に関する項目	15	10	10	13	15	12
	申請団体の取組として 評価すべき事項	10	7	8	9	10	8
	合計	100	69	75	89	83	79

5 選定理由

大阪産業創造館の指定管理予定者の選定にあたっては、公益財団法人大阪市都市型産業振興センターを指名し、大阪産業創造館指定管理予定者選定委員会において、申請団体から提出された事業計画書等について、大阪産業創造館条例第17条に規定する選定基準に基づき総合的な評価審査を行いました。

その結果、以下の理由により、上記の団体が指定管理予定者として適していると判断しました。

- ・これまでの事業運営にかかる実績やノウハウは高く評価でき、今後も意欲的な取組が期待できる。
- ・事業運営に必要な組織体制も構築されており、安定的な運営が期待できる。

また、選定委員からは以下の意見が付されました。

- ・今後も厳しい経済状況のときこそ中小企業の力となれるよう、一層のチャレンジ精神をもって意欲的に取り組まれない。
- ・大阪市の中小企業支援施設として、市内中小企業の振興や育成の観点にたった明確なビジョンを持って魅力ある支援施策に取り組まれない。
- ・運営にあたってはコスト意識を持って取り組まれるとともに、大阪産業創造館のさらなる認知度向上に向けた積極的な情報発信に努められたい。

6 選定委員名・役職

北岡 慎太郎 公認会計士
 内藤 秀治 中小企業診断士
 文能 照之 近畿大学 教授
 山脇 雅則 株式会社ヤマイチテクノ 代表取締役社長